

引当金会計に関する一考察

—税法における貸倒引当金・返品調整引当金・賞与引当金の
繰入限度額およびその会計処理について—

畠 中 瞳

1. はじめに
2. 貸倒引当金
3. 返品調整引当金
4. 賞与引当金
5. おわりに

1. はじめに

会計理論上、将来において発生することが確実と見込まれる費用（または収益に対する控除を示すもの）で、その支出の原因となるべき事実が当期以前に存するものについては、適正な期間損益計算を行うため、発生主義により収益および費用を認識し、費用収益対応の原則に基づいて当期に実現した収益に対応した費用を当期の収益に負担させるために見積計上した金額の貸方勘定が引当金（allowance, reserve）であり、当期の費用に計上しなければならない^{1),2)}。

税務会計（tax accounting）においては、損金経理が認められる期間費用は、償却費を除き、その事業年度終了の日までに債務が確定した費用の額に限定し、いわゆる債務確定基準を原則としている。また、損金経理が認められる損失は、その事業年度に発生したものに限られている。したがって、将来発生すると見込まれる費用または損失の額を見越して損金の額に

計上することは原則としてできない。ゆえに、引当金の計上は原則的にはできないことになるのである。

しかし、税法では(1)利益の有無に関係なく引当金を計上するという会計慣行が確立していること、(2)繰入率について客観的経験値があり、将来の支出額を合理的に見積もることができること、(3)当期の収益に対応し、翌期以降に支出されることが確実であること、(4)引当額が相対的に大きいため企業経営に相当程度影響するなどの状況にあること、等の諸条件に適合する場合には引当金の設定が認められている。すなわち、期間損益計算において当期の収益から控除すべき見積費用・見積損失は、課税所得の計算においても、特別の理由がない限り当期の損金の額に算入して然るべきものと考えられる。したがって、企業会計における引当金制度の会計慣行を考慮して、別段の定めにより 6 種類の引当金に限定して、引当金の設定を認めている。

税務会計において要請される画一性、課税の公平性及び計算基準の明確性の立場から、引当金の設定が認められる法人の種類、引当金の設定対象となる項目及び引当金の繰入限度額の計算基準等に一定の限度が設けられている。

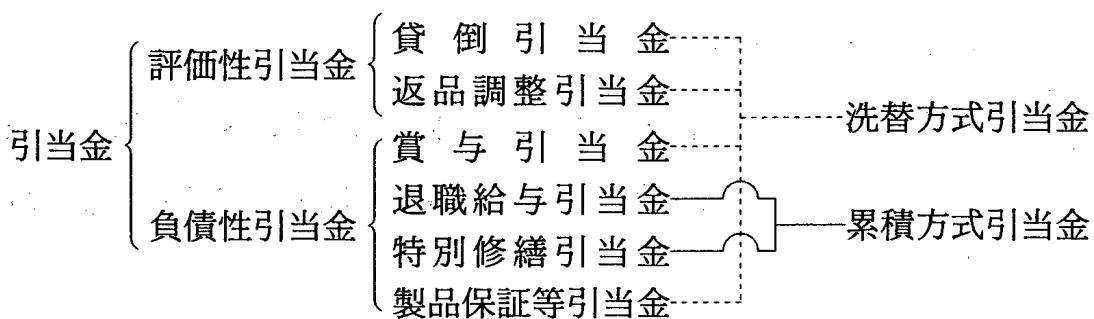
6 種類の引当金とは次に掲げるものをいう。

- ① 貸倒引当金……………金銭債権の評価勘定たる評価性引当金
- ② 返品調整引当金
……………返品特約に基づく買戻し損失のための評価性引当金
- ③ 賞与引当金……………使用人賞与の支出のための負債性引当金
- ④ 退職給与引当金………使用人の退職給与支出のための負債性引当金
- ⑤ 特別修繕引当金…船舶等の特別修繕費支出のための負債性引当金
- ⑥ 製品保証等引当金………瑕疵担保責任の履行のための負債性引当金

このうち、貸倒引当金 (reserve for bad debts) と返品調整引当金 (reserve for returned goods unsold) は、理論的には損益計算書上は当期売上高ないし売上利益の修正として、貸借対照表上は期末売掛金に対する控除的評価勘定といわれるものであるから、これらは会計学上の評価性引当金 (valuation reserve) である。賞与引当金 (reserve for bonuses), 退職給与引当金 (reserve for retirement allowances), 特別修繕引当金 (reserve for special repairs) 及び製品保証等引当金 (reserve for guarantee for after-care of products or construction) は会計学上の負債性引当金 (liability reserve) に属する。

税法上の引当金には、貸倒引当金、返品調整引当金、賞与引当金及び製品保証等引当金などのように、各事業年度末に損金の額に算入した金額を、翌事業年度に全額取崩して益金の額に算入する洗替方式引当金と、退職給与引当金や特別修繕引当金のように、税法が定めた限度額に達するまで毎期の繰入額を累積的に積み立てる累積方式引当金とがある。

税法上の引当金を分類すれば次のような。



さて、本稿では税法における引当金のうち貸倒引当金、返品調整引当金及び賞与引当金について、その繰入限度額およびその会計処理を中心に考察することとする。

2. 貸 倒 引 当 金

法人がその有する売掛金・貸付金その他これらに準ずる債権(貸金)の貸倒れによる損失の見込額として、期末貸金の額に一定の率を乗じて計算した繰入限度額に達するまでの金額を損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額について、課税所得の計算上、損金の額に算入する制度である³⁾。なお、この貸倒引当金の金額は、その繰入れをした事業年度の翌事業年度において、その金額を取り崩して益金の額に算入しなければならない⁴⁾。

(1) 貸倒引当金の設定対象となる貸金の範囲

① 貸金に該当する債権

貸倒引当金の設定対象となる貸金とは、法人の有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権である⁵⁾。具体的には次のような債権をいう⁶⁾。

1) 売掛金、貸付金

売掛金、貸付金等の債権について取得した先日付小切手を貸金に含めることができる。

2) 未収の譲渡代金、未収加工料、未収請負金、未収手数料、未収保管料、未収地代家賃等または貸付金の未収利子で益金の額に算入されたもの

3) 他人のために立替払いをした場合の立替金(前払給料および概算旅費等のように将来精算される費用の前払いとして一時的に経理されているものは除かれる。)

4) 未収の損害賠償金で益金の額に算入されたもの

5) 保証債務を履行した場合の求償権

6) 割賦基準、延払基準を適用している場合の割賦未収金および延払未収金

割賦販売をした棚卸資産の収益の計上について、割賦基準を適用している場合には、その割賦販売により生じた割賦未収金は貸金に該当する。この場合において、期末に支払期日の到来しない部分を割賦未収金、売掛金等として経理しないで、支払期日が到来しない割賦金に対応する棚卸資産の原価相当額を棚卸資産としているときは、その棚卸資産の帳簿価額として経理した金額が貸金の帳簿価額となる。また延払条件付譲渡または延払条件付請負に係る収益について延払基準を適用している場合の延払未収金についても同様である。

7) 裏書譲渡をした受取手形に係る既存債権

法人が有する売掛金、貸付金等の債権について取得した受取手形を裏書譲渡（割引を含む。）した場合には、その売掛金、貸付金等の既存債権は貸金に該当するものとして取り扱われる。ただし、この取扱いは裏書譲渡された手形の金額が、財務諸表の脚注等で確認できるように経理されている場合に適用される。なお、裏書により取得した受取手形で、その取得の原因が売掛金、貸付金等の既存債権と関係ないものを更に裏書譲渡した場合は、その受取手形の金額は貸金の額には含まれない。

② 貸金に該当しない債権

次に掲げるような債権は、貸倒引当金の設定対象となる貸金に該当しない⁷⁾。

1) 預貯金及びその未収利子、公社債の未収利子、未収配当その他こ

これらに類する債権

- 2) 保証金, 敷金, 預け金その他これらに類する債権
- 3) 手付金, 前渡金等のように資産の取得の代価又は費用の支出に充てるものとして支出した金額
- 4) 前払給料, 概算払旅費および前渡交際費等のように将来精算される費用の前払として一時的に仮払金, 立替金等として経理されている金額
- 5) 金融機関における他店為替貸借の決済取引に伴う未決済為替貸勘定の金額
- 6) 証券会社又は証券金融会社に対し借株の担保として差入れた信用取引に係る株式の売却代金相当額
- 7) 雇用保険法, 雇用対策法, 障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定に基づいて交付を受ける給付金等の未収金
- 8) 仕入割戻しの未収金
- 9) 保険会社における代理店貸勘定の金額
- 10) 商品先物取引又は債券先物取引における差金勘定の金額

③ 貸金より控除するもの

売掛金その他の債権であっても、その債権にかかる債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない金額は、貸金の額から控除しなければならない⁸⁾。この「実質的に債権とみられない金額」には、『債務者から受け入れた金額がその債務者に対し有する債権と相殺適状にあるものだけでなく、債権と相殺的な性格をもつもの及びその債務者と相互に融資しているもの等である場合のその債務者から受け入れた金額に相当する債権も含まれる。』⁹⁾具体的には、次に掲げるような金額がこれに該当する¹⁰⁾。

- 1) 同一人に対する売掛金又は受取手形と買掛金又は支払手形がある場合のその売掛金又は受取手形の金額のうち買掛金又は支払手形の金額に相当する金額
- 2) 同一人に対する売掛金又は受取手形と買掛金とがある場合において、当該買掛金の支払のために他から取得した受取手形を裏書譲渡したときのその売掛金又は受取手形の金額のうち当該裏書譲渡した手形（支払期日の到来していないものに限る。）の金額に相当する金額
- 3) 同一人に対する売掛金とその者から受け入れた営業に係る保証金がある場合のその売掛金の額のうち保証金の額に相当する金額
- 4) 同一人に対する売掛金とその者から受け入れた借入金がある場合のその売掛金の額のうち借入金の額に相当する金額
- 5) 同一人に対する完工工事の未収金とその者から受け入れた未成工事に対する受入金がある場合のその未収金の額のうち受入金の額に相当する金額
- 6) 同一人に対する貸付金と買掛金がある場合のその貸付金の額のうち買掛金の額に相当する金額
- 7) 使用人に対する貸付金とその使用人から受け入れた預り金がある場合のその貸付金の額のうち預り金の額に相当する金額
- 8) 専ら融資を受ける手段として他から受取手形を取得し、その見合いとして借入金を計上した場合又は支払手形を振り出した場合のその受取手形の金額のうち借入金又は支払手形の額に相当する金額
- 9) 同一人に対する未収地代家賃とその者から受け入れた敷金がある場合のその未収地代家賃の額のうち敷金の額に相当する金額

④ 実質的に債権とみられない金額の簡便計算

実質的に債権とみられない金額は同一人に対する債権・債務を期末の現況によって個別に相殺すること（個別相殺方式）が原則であるが、多数の取引先について個別的に相殺計算することは、かなり煩雑で手数を要するので、簡素化の見地から簡便計算方式と原則的方式（個別相殺方式）との選択適用が認められている。

すなわち、昭和55年4月1日に存する法人（同日後に合併をした法人については、その合併法人及び被合併法人のすべてが同日には存していたものに限る。）については、原則的方式に代えて、次の算式により計算した金額（簡便計算方式）をもって実質的に債権とみられない金額として貸金より控除する金額とすることができる¹¹⁾。

$$\text{当期末の貸金の額} \times \text{基準年度の実績割合} = \frac{\text{期末貸金のうち実質的に債権とみられない金額}}{\text{基準年度の各期末における実質的に債権とみられない金額の合計額}}$$

$$\text{基準年度の実績割合} = \frac{\text{基準年度の各期末における実質的に債権とみられない金額の合計額}}{\text{基準年度の各期末の貸金の額の合計額}} \quad \begin{array}{l} (\text{小数点以下3位未}) \\ (\text{満の端数切り捨て}) \end{array}$$

(注) 基準年度とは、昭和55年4月1日から昭和57年3月31日までの間に開始した各事業年度をいう。

(2) 貸倒引当金の繰入限度額

貸倒引当金の繰入限度額の計算は、期末の貸金の帳簿価額の合計額に業種ごとに定められた一定の割合（法定繰入率）を乗じて計算する方法と、過去3年間の貸倒れの実績率（実績貸倒率）を用いて計算する方法の2つの

方法があり、その選択適用が認められている。

① 法定繰入率による繰入限度額

貸倒引当金勘定への繰入額は、期末の貸金の帳簿価額の合計額に法定繰入率を乗じて計算した金額を限度として、損金の額に算入される¹²⁾。

期末貸金の帳簿価額の合計額×法定繰入率＝繰入限度額

業種別に定められた法定繰入率は、次のとおりである。

(イ) 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。） 1,000分の10

(ロ) 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含む。）

1,000分の 8

(ハ) 金融及び保険業 1,000分の 3

(ニ) 割賦販売小売業及び割賦購入斡旋業 1,000分の13

(ホ) その他の事業 1,000分の 6

② 実績貸倒率による繰入限度額

貸倒引当金勘定への繰入額は、期末の貸金の帳簿価額の合計額に次の実績貸倒率を乗じて計算した金額を限度として、損金の額に算入される¹³⁾。

期末貸金の帳簿価額の合計額×実績貸倒率＝繰入限度額

当期首前3年以内に開始した各事業年度における貸倒損失の合計額
× $\frac{12}{\text{各事業年度の月数の合計}} = \text{実績貸倒率}$

当期首前3年以内に開始した各事業年度末の貸金の帳簿価額の合計額
× $\frac{1}{\text{各事業年度の数}} \quad (\text{小数点以下4位未満切上げ})$

③ 中小法人の繰入限度額の特例

中小法人（期末の資本金額又は出資金額が1億円以下の法人）の昭和41年4月1日から平成10年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、貸倒引当金の繰入限度額は次のように16%増の繰入が認められている¹⁴⁾。

$$\text{期末貸金の帳簿価額の合計額} \times \text{繰入率} \times \frac{116}{100} = \text{繰入限度額}$$

(3) 貸倒引当金の会計処理および表示方法

① 洗替法と差額補充法

繰入限度額以内の金額を貸倒引当金として損金に計上したときは、その金額を繰入れた事業年度の翌期に、全額を取り崩し、益金の額に算入しなければならない¹⁵⁾。すなわち、この方法は貸倒損失の発生と関係なしに前期に繰り入れた貸倒引当金の金額を当期において全額を取り崩して益金の額に戻し入れ、当期に繰り入れた貸倒引当金の全額を損金経理により損金に計上する方法である。いわゆる洗替法と呼ばれ、原則的方法とされている。

しかし、そのほかに差額補充法も特例として認められている。すなわち、この方法は前期から繰越された貸倒引当金の取崩額（戻入額）と当期の貸倒引当金繰入額との差額を損金経理により繰り入れ、または取り崩して益金の額に算入する方法である。ただし、この差額補充法による場合は確定申告書等に添付する明細書に、繰入額と戻入額の相殺前の金額に基づく繰入額又は取崩額であることを明らかにしておかなければならぬ¹⁶⁾。

② 貸倒引当金の表示方法

貸倒引当金勘定への繰入額の表示は、貸倒引当金として表示するのが原則であるが、商法第285条ノ4第2項の規定による取立不能見込額として、

次のいずれかの方法により表示することが認められている。ただし、貸倒引当金勘定への繰入額であることを総勘定元帳及び確定申告書に明示することが条件である¹⁷⁾。

- ① 債権額から取立不能見込額を控除する形式で表示する方法（控除方式）
- ② 債権額には債権額から取立不能見込額を控除した残額を計上し、取立不能見込額を注記する方法（注記方式）

3 返品調整引当金

出版業その他特定の事業（指定事業）を営む法人のうち、常時その販売する棚卸資産の大部分につき当初の販売価額で買い戻す等の特約を結んでいるものについては、その買戻しによる損失の見込額として、最近における棚卸資産の買戻しの実績を基礎として計算した一定の限度額以内の金額を損金経理により返品調整引当金勘定に繰り入れ、その金額を損金の額に算入する制度である¹⁸⁾。

(1) 設 定 要 件

① 設定の対象となる指定事業

返品調整引当金を設けることができる法人は、次に掲げる事業（指定事業）を営む法人である¹⁹⁾。

1) 出版業

2) 出版に係る取次業

3) 医薬品（医薬部外品を含む。）、農薬、化粧品、既製服、蓄音機用レコード、磁気音声再生機用レコード又はデジタル式の音声再生機

用レコードの製造業

4) 3)に掲げる物品の卸売業

(2) 返品調整引当金を設定する特約要件

返品調整引当金を設定するためには、販売先との間で、その棚卸資産の販売及び買戻しについて、次の事項を内容とする特約を結んでいることが要件とされている²⁰⁾。

1) 販売先からの求めに応じ、その販売した棚卸資産を当初の販売価額によって無条件に買い戻すこと。

2) 販売先において、棚卸資産の送付を受けた場合に、その注文によるものかどうかを問わずこれを購入すること。なお、販売先との間で文書による特約を結んでいない場合でも、慣習によりその販売先との間に特約があると認められるときは、特約を結んでいるものとして取り扱われる²¹⁾。

(2) 繰入限度額の計算

(1) 繰入限度額の計算方法

返品調整引当金の繰入限度額は、指定事業の種類ごとに、法人の選択により、次の(イ)または(ロ)のいずれかの方法により計算した金額の合計額である²²⁾。

(イ) 売掛金基準による方法

$$\text{期末の指定事業に係る売掛金の帳簿価格の合計額} \times \frac{\text{指定事業に係る棚卸資産の返品率}}{\text{当期の指定事業に係る売買利益率}} = \text{繰入限度額}$$

(ロ) 販売高基準による方法

期末前 2 月間における 指定事業に 当期の指定
 指定事業に係る棚卸資産 × 係る棚卸資産 × 事業に係る = 繰入限度額
 産の販売対価の合計額 産の返品率 売買利益率

なお、指定事業に係る売掛金及び棚卸資産には、割賦販売をした棚卸資産で割賦基準の適用を受けたものは含まれない。すなわち、割賦基準を適用した資産は、返品調整引当金の設定対象となる資産の範囲から除外される²³⁾。また、売掛金基準による場合の売掛金には、その売掛金について取得した受取手形（割引又は裏書譲渡をしたものも含む。）も含まれる²⁴⁾。指定事業に係る期末の売掛金には、買戻しの特約を結んでいない者に対する売掛金も含まれる。

(②) 返品率の計算

上記繰入限度額の算式における、返品率は次のように計算される²⁵⁾。

$$\text{返品率} = \frac{\text{当期および前 1 年以内に開始した各期の指}\text{定事業の棚卸資産の買戻しの対価の合計額}}{\text{同上の期間の指定事業の棚}\text{卸資産の販売対価の合計額}}$$

(イ) 上記算式の分母の棚卸資産の販売対価の合計額は、特約に基づく棚卸資産の買戻しに係る対価の額および割戻しの額を控除しないところの金額による²⁶⁾。

(ロ) 上記算式の分子の棚卸資産の買戻しの対価の合計額には、販売した棚卸資産について受け入れた物的な瑕疵に基づく返品の額は含まれないのであるが、返品が物的な瑕疵に基づくものであるかどうか

明らかでない場合において、法人がその返品の額を当該合計額に含めているときは、その返品の額を買戻しの合計額に含めてもよい²⁷⁾。

(3) 売買利益率の計算

上記繰入限度額の算式における、売買利益率は次のように計算される²⁸⁾。

$$\text{売買利益率} = \frac{\text{売上原価および販売手数料の合計額}}{\text{当期の指定事業特約に基づく当期の棚卸資産の販売の棚卸資産の買戻}} + \frac{\text{売対価の合計額} - \text{対価の合計額}}{\text{売対価の合計額} + \text{対価の合計額}}$$

- (イ) 上記算式の分母となる「棚卸資産の販売対価の額の合計額」は、その事業年度において割戻しをした金額を控除した金額による²⁹⁾。
- (ロ) 低価法を採用している法人が、評価損の金額を営業外費用として経理している場合、売買利益率の計算上は売上原価の額に含める³⁰⁾。
- (ハ) 出版業を営む法人が売買利益率を計算する場合において、その出版業に係る広告料収入があるときは、その広告料収入及びその原価の額は、当該出版業に係る棚卸資産の販売対価の合計額及びその売上原価の額に含めないのであるが、その広告料収入に係る原価の額を区分することが困難である場合には、広告料収入及びその原価の額をそれぞれ出版業に係る棚卸資産の販売対価の合計額及びその売上原価の額に含めて売買利益率を計算することができる³¹⁾。
- (二) 売買利益率の計算の基礎となる販売手数料には、法人が外部に支払う販売手数料のほか、その法人の使用人たる外交員等に対して支払う歩合給、手数料等で所得税法第204条（源泉徴収義務）に規定す

る報酬等に該当するものも含まれる³²⁾。

(3) 返品調整引当金の会計処理

損金の額に算入された返品調整引当金勘定の金額は、その繰入れをした事業年度の翌期に、全額を取り崩し、益金の額に算入しなければならない³³⁾。このように貸倒引当金の場合と同様に洗替法が原則とされるが、差額補充法も特例として認められている³⁴⁾。また、返品調整引当金を有する法人が合併した場合には、返品調整引当金勘定の金額は次のように処理する³⁵⁾。

- (イ) 合併法人に引き継がれた返品調整引当金の金額は、合併法人の合併の日の属する事業年度の益金の額に算入する。
- (ロ) 合併法人に引き継がれなかった返品調整引当金勘定の金額は、被合併法人の合併の日の属する事業年度の益金の額に算入する。

4. 賞与引当金

賞与は、元来、法人の業績に応ずる使用人に対する報償であったが、近年賞与支給の実態が、給与の補完的性格を持つようになったのみならず、法人の事業年度は企業によって、それぞれ異なり、賞与の支給は概ね暦年（6月と12月）によって、定期的に支給されるため、決算期と賞与の支給時期とは必ずしも一致しない。したがって、その期間の負担すべき使用人賞与の額は、その確定時に損金算入するよりも、その事業年度の期間に対応すべき使用人等に対する賞与の支給予定額をあらかじめその期間の損金として引当計上する方が合理的である。つまり、期間配分の適正を図るために、その見積高の計上を認めたのである³⁶⁾。

わが国では、賞与の支給時期としては、従来から6月と12月（盆と暮）に賞与を支給するいわゆる暦年基準方式をとる法人が多かったが、最近で

はあらかじめ賞与の支給対象期間を定め、当該期間に対応する賞与を支給する支給対象期間基準方式による法人も増えてきたので、現在では暦年基準方式と支給対象期間基準方式の選択適用を認めている。

(1) 設定対象となる使用人等の範囲

賞与引当金の設定の対象となる者は、使用人及び使用人兼務役員に限られる。使用人であっても日々雇い入れられる者及び臨時に期間を定めて雇い入れられる者は繰入れの対象とはならない³⁷⁾。しかし、パートタイマー、臨時雇等の身分で雇用している者であっても、その雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者については、他の使用人と同様に賞与を支給する義務があることから、使用人等に含めて繰入れの対象とすることができる³⁸⁾。

また、例えば長期欠勤者で賞与の支給の対象とされない者については、賞与支給日の在職使用人等の数及び期末の在職使用人等の数のいずれにも含めない等、同一の基準により在職使用人等の数を計算しているときは、その計算が認められる³⁹⁾。この場合、法人が期末までに退職した者にも期末後に到来する賞与の支給時期に賞与を支給することとしている場合には、その退職者を期末の在職使用人等に含めることができる⁴⁰⁾。

次に、出向元法人が出向者に対して支給する賞与の額の全部又は一部を出向先法人に負担させることとしている場合又は出向者に対して賞与の較差補てんとして支給する金額がある場合には、出向元法人及び出向先法人においては、その出向者につきその出向者が支給を受ける賞与の額のうちそれぞれの法人が負担する部分の金額を基礎として計算する。

なお、出向先法人が出向元法人に対して支出する賞与に係る負担金の額については、出向元法人が当該負担金に係る出向者に対して賞与を支給し

た時に出向先法人が賞与として支給したものとする。ただし、出向先法人が継続して当該負担金の額を支出した時に賞与を支給したものとして計算している場合には、その計算が認められる⁴¹⁾。

(2) 設定対象となる賞与

賞与引当金の設定対象となる賞与は、使用人等に対して支給した賞与で、課税所得の計算上損金の額に算入されるものに限られる⁴²⁾。したがって、役員賞与、使用人兼務役員賞与のうち使用人賞与部分以外の賞与及び利益処分によって支給した使用人賞与は含まれない。なお、債務が確定したことにより未払金に計上した賞与も含まれる⁴³⁾。

(3) 繰入限度額の計算

賞与引当金の繰入限度額の計算方法には、暦年基準方式と支給対象期間基準方式がある⁴⁴⁾。賞与の支給に関する規程において支給対象期間を定めている法人は、その2つの方法のうちいずれか有利な方式を選択適用することができる。しかし、支給対象期間を定めていない法人には、暦年基準方式のみが認められる。なお、12月31日を期末とする法人は暦年基準方式による引当ては認められない⁴⁵⁾。

① 暦年基準方式による繰入限度額

暦年基準方式による賞与引当金の繰入限度額はつきの算式により計算する⁴⁶⁾。

$$\left\{ \left(\begin{array}{l} \text{期末以前 1 年} \\ \text{間の 1 人当たり賞与支給額} \end{array} \times \frac{\text{当年 1 月 1 日から}}{12} \right) - \frac{\text{当年 1 月 1 日から}}{\text{期末までの 1 人当たり賞与支給額}} \right\} \times \text{職使用人等の数}$$

= 繰入限度額

② 支給対象期間基準方式による繰入限度額

支給対象期間基準方式による賞与引当金の繰入限度額はつきの算式により計算する⁴⁷⁾。

$$\left\{ \left(\begin{array}{l} \text{期末以前 1 年} \\ \text{間の 1 人当たり賞与支給額} \end{array} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \right) - \frac{\text{期末在職使用人等に支給した賞与で、その支給対象期間のうち当期に含まれる期間に対応する金額}}{\text{期末の在職使用人等の数}} \right\} \times \text{職使用人等の数}$$

= 繰入限度額

③ 繰入限度額計算上の留意事項

- (イ) ①と②の算式の「期末以前 1 年間の 1 人当たり賞与支給額」とは、当期末以前 1 年間においてその使用者等に支給した賞与(損金の額に算入されるものに限る。)の合計額をその賞与の支給の日において在職した使用者等(日々雇い入れられる者及び臨時に期間を定めて雇い入れられる者を除き、使用者兼務役員を含めたものをいう。)の数で除して計算した金額をいい、期末日以前 1 年以内に 2 回(例えば盆、暮等)以上賞与を支給している場合には、その支給の回ごとに計算した金額の合計額による。新入社員に対し、その入社後最初に支給した賞与が少額(他の使用者等の平均支給率の概ね 20% 以内)である場合には、その賞与の額及びその新入社員の数を含めないと

ところで「前1年間の1人当たり賞与支給額」を計算することができ
る⁴⁸⁾。

- (口) ①の算式の「当年1月1日から期末までの月数」は、当期末の属
する年の1月1日から当期末までの期間の月数を暦に従って計算
し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算し
た月数である⁴⁹⁾。
- (ハ) ①の算式の「当年1月1日から期末までの1人当たり賞与支給額」
とは、当期末の属する年の1月1日から当期末までの期間に支給し
た賞与の額の合計額をその支給の日において在職した使用人等の数
で除して計算した金額をいい、その年において2以上の時期に使用
人等に賞与を支給している場合には、それぞれその支給金額をその
支給の日に在職した使用人等の数で除して計算した金額の合計額で
ある。

なお、事業年度が12月31日に終了する場合には、もはやその年中の
の賞与は全額支給すみであるから賞与引当金を設定することはでき
ない⁵⁰⁾。

- (ニ) 支給対象期間基準方式を適用できる場合は、賞与の支給に関する
規程において、賞与の支給対象期間が定められているときに限られ
る。この「賞与の支給に関する規程」とは、賞与を支給する場合の
その受給資格、支給の対象とする期間、支給時期等賞与の支給に関
し一連の条項を定めた規則で継続して適用されるものをいう⁵¹⁾。
- (ホ) ②の算式の「当期の月数」は当期の月数を暦に従って計算し、1
月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算した月数
である⁵²⁾。
- (ハ) ②の算式の「期末在職使用人等に支給した賞与で、その支給対象

期間のうち当期に含まれる期間に対応する額」は、当期末に在職する使用人等に支給した賞与の額により計算する。また、当期に支給した賞与で、その支給対象期間のうち当期に含まれる期間に対応する額は、日数按分により計算するのが原則であるが、当期に支給した賞与ごとに、次の算式による月数按分により計算することができる。

$$\frac{\text{その支給対象期間に係る賞与の額} \times \text{期に含まれる期間の月数}}{\text{その支給対象期間の月数}}$$

この場合の月数は、暦に従って計算し、1月末満の端数は、継続適用を条件にこれを切り捨てるとしている⁵³⁾。

(ト) 賞与の支給に関する規程において、6か月ごとの支給対象期間に基づいていわゆる賞与を盆、暮に支給するほか、その事業年度の期間である1年を支給対象期間として、その期間の業績を基礎とする決算賞与を支給することとしているような場合には、それぞれの支給対象期間を基礎として繰入限度額を計算する。ただし、例えば盆の賞与の支給対象期間の全期間を暮の賞与の支給対象期間に含めることとしているような場合には、暮の賞与の支給対象期間は盆の賞与の支給対象期間終了の日の翌日に開始したものとして取り扱う⁵⁴⁾。

(チ) 賞与の支給対象期間を定めている法人が、その対象期間の中途中で賞与を支給した場合には、支給対象期間の開始の日からその支給日までの期間が当該賞与に係る支給対象期間とされ、その支給期日の

翌日から賞与の支給規程に定めた支給対象期間の末日までの期間が当該規程に基づき支給する賞与の支給対象期間として取り扱われる。なお、支給対象期間末日前概ね20日以内にその支給対象期間に係る賞与を支給している場合には、支給対象期間の中途において支給したものとしないこととされる⁵⁵⁾。

- (リ) あらかじめ定めた支給期日に通常の賞与を支給するほか、他の期日にたとえば創業何周年記念賞与等の「臨時賞与」を支給した場合には、その臨時賞与はあらかじめ定めた賞与の支給期日に係る支給対象期間について賞与を支給したものとして取り扱う⁵⁶⁾。
- (ヌ) 法人が当該事業年度終了の日以前1年間に支給した賞与のうちに臨時賞与があるときは、暦年基準方式または支給対象期間基準方式のいずれの場合でも、その臨時賞与の支給はなかったものとして繰入限度額を計算することができる。ただし、臨時賞与をその計算の基礎に含めることとした場合に影響を及ぼすこととなる各事業年度のうちにこの取扱いを適用しなかった事業年度がある場合には、臨時賞与は各事業年度を通じ、繰入限度額の計算に含めなければならない。なお、決算賞与であっても既往の実績等からみてその支給が常態となっているものは、臨時賞与に該当しないことに注意する必要がある⁵⁷⁾。
- (ル) 賞与の支給対象期間の中途に入社した新入社員等に支給した賞与については、その支給対象期間を区分せず、全期間在籍者と同様に支給対象期間の全期間を通じて在籍していたものとして計算することができる。また、支給対象期間経過後に入社した使用人の場合は、その支給賞与は「支給対象期間のうち当期に含まれる期間に対応する額」の計算に関係させないことができる⁵⁸⁾。

- (ヲ) 出向元法人が出向者に対して支給する賞与の額の全部又は一部を出向先法人に負担させることとしている場合又は出向者に対して賞与の較差補てんとして支給する金額がある場合には、出向元法人及び出向先法人においては、その出向者につきその出向者が支給を受ける賞与の額のうちそれぞれの法人が負担する部分の金額を基礎として賞与引当金を計算することができる。この場合において、支給対象期間基準による繰入限度額を計算する場合におけるその出向者に係る賞与の支給対象期間は、それぞれの法人が負担する部分の金額のその負担の基礎とする支給対象期間により計算し、また、出向先法人が出向元法人に対して支出する賞与に係る負担金の額については、出向元法人が当該負担金に係る出向者に対して賞与を支給した時に出向先法人が賞与として支給したものとする。ただし、出向先法人が継続して当該負担金の額を支出した時に賞与を支給したものとして計算している場合には、これを認める⁵⁹⁾。
- (ワ) 一の事業所を分割して新会社を設立し、その事業所に勤務する使用人等を新会社に転籍させた場合のように、法人の使用人等の大部分が他の法人からの転籍者である場合には、当該他の法人がその転籍者に支給した賞与の額につき当該法人が支給した賞与であるものとして賞与引当金勘定への繰入限度額の「支給した賞与の額」を計算することができるものとする⁶⁰⁾。

(4) 賞与引当金の会計処理

損金経理による賞与引当金勘定への繰入額は、翌期において全額取り崩し益金の額に算入しなければならない⁶¹⁾。すなわち、洗替法によることが原則であるが、貸倒引当金の場合と同様に、差額補充法による経理も特例と

して認められている⁶²⁾。

5. おわりに

税法上の貸倒引当金については、法定繰入率による形式的な画一基準と実績繰入率（貸倒損失発生率）による実績基準による2つの方法による引当金への繰入が認められている。

この形式的画一基準としての法定繰入率は、中小企業の場合には、実績繰入率を推定する能力に限界があるために、全法人にこの実績繰入率を適用することは事実上不可能であるので税務執行の円滑な遂行による税収確保の要請という行政上の理由、課税権者側からすれば、基本的には企業経理の自主性を尊重すべきであるが、実績繰入率を推定によって将来の貸倒損失額を個別企業ごとにその客観性を立証する手続きが確立されていないので、見積条件を個別にかつ容易に検証することができないのが現状である。すなわち、検証の困難性という行政上の理由および実績繰入率が見積法による推定を前提とするため、主觀性と怒意性が割り込む余地があるので納税者間における見積額に差が生じ不公平な結果をもたらしかねないのである。したがって、企業経理の自主性を尊重して個別企業の経理の自由をそのまま認容すると全体経済における企業間の課税の公平性を損なうおそれがあるので、直ちにそれを認めることができないという課税の公平性の要請という理由、以上3つの理由から実行可能な方式として考案され、採用されたのである。この方式は実行可能性をもち、かつ、画一基準によることで大きな主觀的誤差が入り込むことを排除できるという長所がある。すなわち、法定繰入率は、個別企業が個々の実情に基づき繰入率を推定することの困難性に代替する措置として、社会的・平均的割合として定

められていると理解すべきであると思うのである。

税法は実績率による繰り入れを許容することで法人側の自主性を認めながら、実績繰入率により難いときには法定繰入率による貸倒引当金への繰り入れが認められている。法定繰入率は、見積誤差が最小となる区間の中央値をもって、社会的・平均的な妥当な水準の値とみなしているのである。

最後に貸倒引当金に関する問題点を提起しよう。上述したように、わが国では貸倒引当金の繰入率には法定繰入率と実績繰入率があり、このうち法定繰入率は実際の貸倒率を大幅に上まわるものとなっているという点である。したがって、法定繰入率は実務上簡便である反面、実績繰入率と法定繰入率のいずれか高い率により貸倒引当金への繰入れができるので、企業によっては適正な見積額を超え、過大な引当金の繰入れが行われるおそれがある。すなわち、売掛金や貸付金のような貸金の残高が大きい業種の場合には、その繰入率の水準次第では課税所得が大きく影響を受けることになり、税額が変動するのである。また、法定繰入率を適用することによって、貸倒れがほとんど発生していない企業であっても貸倒引当金の繰入れが認められるといった問題もある。貸倒引当金は引当金の中でも最も不確実性の高い損失を見込むものであるので、法定繰入率について、これまでも隨時見直しが行われてきたところであるが、現在では実際の貸倒率との間にはなおかなりの乖離があり、実情に即した見直しを行っていく必要があると思われる。

(注)

- 1) Jan R. Williams, Keith G. Stanga and Williams W. Holder; *Intermediate Accounting*, Fifth Edition, The Dryden Press Harcourt Brace College Pub-

- lishers, 1995, pp.262～264, pp.268～269
- 2) Ray M. Sommerfeld, Silvia A. Madeo, Kenneth E. Anderson and Betty R. Jackson; Concepts of Taxation, 1994 Edition, The Dryden Press, 1993, pp.224～226
- 3) 富岡幸雄「税務会計論講義」中央経済社（平成8年）p.270
- 4) 法人税法第52条第2項
- 5) 法人税法第52条第1項
- 6) 法人税法第52条第1項, 法人税基本通達11-2-1, 法人税基本通達11-2-1
(注), 法人税基本通達11-2-2, 法人税基本通達11-2-2(注), 法人税基本通
達11-2-6
- 7) 法人税基本通達11-2-3
- 8) 法人税法施行令第96条第1項
- 9) 中村利雄「法人税法要論」税務研究会出版局（平成8年）pp.403～404
- 10) 法人税基本通達11-2-4
- 11) 法人税法施行令第96条第2項
- 12) 法人税法施行令第97条第1項
- 13) 法人税法施行令第97条第2項
- 14) 租税特別措置法第57条の8, 租税特別措置法施行令第33条の7
- 15) 法人税法第52条第2項
- 16) 法人税基本通達11-1-1
- 17) 法人税基本通達11-2-14
- 18) 武田隆二「法人税法精説」森山書店（平成8年）p.627
- 19) 法人税法施行令第99条
- 20) 法人税法施行令第100条
- 21) 法人税基本通達11-3-1の3
- 22) 法人税法施行令第101条第1項
- 23) 法人税法施行令第101条第1項
- 24) 法人税基本通達11-3-2
- 25) 法人税法施行令第101条第2項
- 26) 法人税基本通達11-3-3(2)
- 27) 法人税基本通達11-3-5
- 28) 法人税法施行令第101条第3項
- 29) 法人税基本通達11-3-3(3)
- 30) 法人税基本通達11-3-6
- 31) 法人税基本通達11-3-7
- 32) 法人税基本通達11-3-8
- 33) 法人税法第53条第2項

- 34) 法人税基本通達11—1—1
- 35) 法人税法施行令第102条
- 36) 渡辺淑夫「法人税法 その理論と実務」中央経済社（平成8年）pp.500～501
- 37) 法人税法施行令第103条第1項
- 38) 法人税基本通達11—4—1
- 39) 法人税基本通達11—4—2
- 40) 法人税基本通達11—4—2(注)
- 41) 法人税基本通達11—4—13
- 42) 法人税法施行令第103条第1項第1号
- 43) 法人税基本通達11—4—1の2
- 44) 法人税法施行令第103条第1項, 第2項
- 45) 法人税法施行令第103条第1項第2号
- 46) 法人税法施行令第103条第1項
- 47) 法人税法施行令第103条第2項
- 48) 法人税法施行令第103条第1項第1号, 法人税基本通達11—4—2の2
- 49) 法人税法施行令第103条第4項
- 50) 法人税法施行令第103条第1項第2号
- 51) 法人税基本通達11—4—4
- 52) 法人税法施行令第103条第4項
- 53) 法人税基本通達11—4—7
- 54) 法人税基本通達11—4—8
- 55) 法人税基本通達11—4—9
- 56) 法人税基本通達11—4—10
- 57) 法人税基本通達11—4—12
- 58) 法人税基本通達11—4—11
- 59) 法人税基本通達11—4—13
- 60) 法人税基本通達11—4—14
- 61) 法人税法第54条第2項
- 62) 法人税基本通達11—1—1